

## 村上市建築設計業務業者選定基準

令和6年10月22日  
告示第383号

(趣旨)

第1条 この基準は、村上市が発注する耐震診断、基本設計、実施設計又は工事監理等の建築設計業務の業者選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる業務)

第2条 この基準の対象となる業務は、概ね1,000万円を超える建築設計業務とする。ただし、耐震診断及び基本設計業務に関しては、実施設計業務として想定される金額により判断するものとし、工事監理業務に関しては、実施設計業務の金額により判断するものとする。

(指名業者の基準)

第3条 指名業者の選定に当たっては、村上市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成20年告示第10号）第6条の規定により入札参加資格者名簿に登載された者のうち、業種名が一級建築設計で、かつ一級建築士の資格を有する人数が2人以上登録されている建築士事務所から選定することとする。

2 随意契約の協議の相手方の選定についても、前項の基準に準じて行うものとする。

附 則

この基準は、令和6年10月22日から施行する。